

銀行員は
これだけ
やるべき!



相続相談&手続きの^勘所

金融機関の担当者が直面しがちな、相続相談や手続きに関する諸問題…その
上手な対処法を様々な法制などの根拠とともに解説します!

第6回 執筆・八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 税理士/行政書士/CFP®

担当者として
どこまで
できる?

将来の相続税対策に向けて 贈与税の特例について 質問を受けた…



将

来の相続税を減らしたいな
ら、生前贈与を進めていく
ことになりませんが、贈与税率は相
続税率よりも高く設定されていま
す(図表1)。生前贈与を奨励し
てしまうと、相続税で課税されな
くなってしまいうからです。

ただし贈与税には、多額の贈与
を行える特例があります。今回紹
介する3つの特例は生前贈与加算
の対象外で、相続税対策としても
効用があります。生前贈与加算
とは、相続人が被相続人から死亡
前3年以内に受けた贈与財産を相
続税の課税対象とする規定です。
婚姻期間20年の配偶者からの居
用不動産贈与

婚姻期間が20年以上の夫婦間で
「居住用不動産」または「居住用
不動産を取得するための金銭」の
贈与が行われた場合において、贈
与の翌年3月15日までに贈与を受

け取得した居住用不動産に居住し
その後も引き続き住み込みであ
るときは、贈与財産の価格から基
礎控除110万円のほかに最高2
000万円まで控除できます。た
だしこの配偶者控除は同じ配偶者
からの贈与については一生に1度
しか適用を受けられません。

省エネ住宅なら1000万円
まで贈与税が非課税に

直系尊属からの住宅取得資金贈与
令和4年1月1日から令和5年
12月31日までに、父母や祖父母な
ど直系尊属から住宅取得等のため
の資金の贈与を受けた受贈者が、
贈与年の翌年3月15日までにその
住宅取得等資金を自己の居住用の
一定の住宅用家屋の新築、取得ま
たは増改築等の対価に充てて取得
し、その家屋に居住することまた
は同日後遅滞なくその家屋に居住

すると見込まれる場合など一定の
要件を満たすときは、贈与を受け
た金銭のうち省エネ住宅であれば
1000万円、それ以外であれば
500万円まで贈与税が非課税と
なります。

なお、受贈者は次の要件のすべ
てを満たす必要があります。

・ 贈与年の1月1日において、18
歳以上である

・ 贈与年分の所得税に係る合計所
得金額が2000万円以下(新築
等をする住宅用家屋の床面積が40
㎡以上50㎡未満の場合は1000
万円以下)である

・ 平成21年分(令和3年分までの
贈与税申告で「住宅取得等資金の
非課税」の適用を受けていない
・ 贈与を受けたときに日本国内に
住所を有している

直系尊属からの教育資金一括贈与
平成25年4月1日から令和5年



図表1 相続税と贈与税の
適用税率の比較

適用税率	相続税	贈与税 (特例税率※)
	法定相続分に 応じた取得金額	基礎控除後 の課税価格
10%	1,000万円以下	200万円以下
15%	3,000万円以下	400万円以下
20%	5,000万円以下	600万円以下
30%	1億円以下	1,000万円以下
40%	2億円以下	1,500万円以下
45%	3億円以下	3,000万円以下
50%	6億円以下	4,500万円以下
55%	6億円超	4,500万円超

※特例税率は、贈与年の1月1日で18歳以上の受贈者が直系尊属から贈与により取得した財産に対して適用される。

図表2 教育資金の範囲

(1) 学校等※に対して直接支払われる金銭

- ①入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費または入学・入園試験の検定料など
- ②学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費など教育に伴って必要な費用など

(2) 学校等以外の者に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

<役務提供または指導を行う者に直接支払われるもの>

- ③学習塾、そろばん等教育に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ④水泳・野球等のスポーツやピアノ等の文化芸術に関する活動の指導料など
- ⑤上記③④で使用する物品の購入に要する金銭

<物品の販売店等に支払われるもの>

- ⑥②に充てるための金銭であって、学生等が支払うべきものと学校等が認めたもの
- ⑦通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費

※学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校および各種学校、認定こども園または保育所など

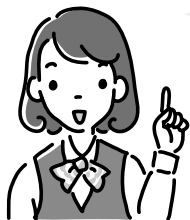
3月31日までに、30歳未満である受贈者（前年の合計所得金額が1000万円以下である場合に限る）が、受贈者の教育資金（図表2）に充てるため金融機関等との教育資金管理契約等に基づき、直系尊属から金銭の拠出を受けた場合、その金銭のうち1500万円まで贈与税が非課税とされます。

なお、受贈者が30歳に達するなど教育資金管理契約等が終了した場合、原則その贈与を受けた金銭から教育資金支出額を控除した残額に対し、その契約終了時に贈与があったとみなされ贈与税がかかります。

また、教育資金管理契約等が終了するまでに贈与者が死亡した場合は、その贈与を受けた金銭から教育資金支出額を控除した残額に対し、贈与者から相続等により取得したものとされます。ただし贈与者の死亡日において受贈者が23歳未満である場合や学校等に在学している場合など一定の場合には相続等により取得したとされません。

88

ここまでやるべき!



- 相続税対策としての生前贈与について質問を受けた際には、まず贈与税の税率が高いこと、暦年贈与の非課税枠が110万円であること、そして相続人に対する死亡前3年以内の贈与財産は相続税の課税対象を伝えよう
- ①婚姻期間20年の夫婦間で行う居住用不動産の贈与、②直系尊属からの居住用不動産の取得資金の贈与、③直系尊属からの教育資金の一括贈与という条件下では、生前贈与加算が適用されない特例があることを伝えよう